

令和4年度
クリーニング師研修・クリーニング業務従事者講習
お知らせ

クリーニング営業者の皆様へ

■クリーニング業法(第8条の2第1項)により義務づけられている「クリーニング師の研修」及び「クリーニング業務従事者の講習」の開催についてお知らせします。

★令和4年度は、従前の講習会方式(第1型)と、特例として通信教育(第2型)で行うことになりました。

「第2型の受講対象者については、留意事項を確認して下さい。なお、新型コロナウイルスの感染状況及び社会情勢により、第1型受講予定者も2型に移行して頂く場合がございますので御了承下さい。」

■次の①②のいずれかに該当する方が対象となります。

-
- ① クリーニング業務に従事している方で、過去2年間にこの研修または講習を受講されていない方
 - ② クリーニング業務に従事後1年以内の方
-

注1)業務従事者の受講対象者については、従業員数によってその取扱いが異なりますので、留意事項をご確認ください。

注2)昨年または今年、他県にて研修・講習会を受講された方は、お手数ですが、当生活衛生営業指導センターにご一報いただきますようよろしくお願いいたします。

注3)クリーニング師で、住所の変更がある方、廃業された方はお手数ですが、当生活衛生営業指導センターにご一報いただきますようよろしくお願いいたします。

クリーニング師研修会受講申込書(第1型)(第2型)どちらかを○
クリーニング業務従事者講習会受講申込書(第1型)(第2型)どちらかを○
により選択し、受講の申込みをお願いします。

■本研修及び講習は、群馬県知事から指定を受けた公益財団法人全国営業指導センターが主催し、本県の営業指導センターが実施するものであります。

■お問い合わせ先

公益財団法人 群馬県生活衛生営業指導センター
電話:027-224-1809(平日の9時~17時)

研修会・講習会(第1型)の研修・講習について

会場に参集いただいて実施する研修会や講習会です。
レポート問題の解答用紙を提出していただく方法で、受講認定を行います。
受講認定した場合は、修了証書、ステッカーを交付いたします。

■日程 会場

クリーニング師研修会 11月19日(土) 群馬県勤労福祉センター(前橋市野中町361-2)
クリーニング業務従事者講習会 10月 6日(木) 群馬県勤労福祉センター(同上)
・受付9:30～ 研修 講習10:00～15:00(昼休12:00～13:00)

■申請手続き等

①本通知が郵送されます。

②受講される方は、「受講申込書」に必要事項を記入し、群馬県生活衛生営業指導センターあてファックス又は郵送で申込みをお願いします。
(締め切り:8月31日(水))。

○宛先:〒371-0025 前橋市紅雲町一丁目7-12
群馬県住宅公社ビル4階
公益財団法人群馬県生活衛生営業指導センター

○ファックス:027-224-1610 番号の間違いのないようお願いします。

③受講申込書 受領後「受講票」を郵送します。(受講日当日に、受付にご提示下さい)

④受講者は、解答用紙を群馬県生活衛生営業指導センターに提出します。

⑤群馬県生活衛生営業指導センターは、解答用紙を審査(理解度を確認)し、修了証書ステッカーを受講者に交付します。

受講料は研修会、講習会当日に集めます。

○受講料

・クリーニング研修	5,000円
・クリーニング業務従事者講習	4,500円

*最低募集人員に達しない場合は、中止とし、通信教育(第2型)に変更させて頂きます。(電話で御連絡させて頂きます。)

*昼食については、各自でお願いします。

通信教育(第2型)の研修・講習について

通信教育での研修・講習は、会場に参集いただいて実施する研修会や講習会ではなく、受講申込者にテキストとレポート問題をセンターが送付し、定められた期間内にレポート問題の解答用紙を返送いただく方法で受講認定を行います。

受講認定した場合は、修了証書、ステッカーを送付いたします。

■【留意事項】第2型の受講対象者について

原則として、交通事情が著しく不便な環境に居住している者、高齢、身体障害等により、自ら直接会場へ来場することが困難な方とします。並びに群馬県内に勤務している方に限ります。

■【留意事項】クリーニング業務従事者の対象者について

クリーニング業務従事者(取次店を含む)の講習は、①従事後3年毎、または②従事1年以内の方で、各営業所の従事者数(クリーニング師を含む)の5分の1以上(端数切り上げ)が受講対象となっていますので注意してください。

なお、クリーニング師研修の受講者は、クリーニング従事者講習を受講したものとみなされますので重複の受講は不要です。

■申請手続き等

①本通知が郵送されます。

②受講される方は、「受講申込書」に必要事項を記入し、群馬県生活衛生営業指導センターあてファックス又は郵送で申込みをお願いします。

(締め切り:8月31日(水))。

○宛先:〒371-0025 前橋市紅雲町一丁目7-12

群馬県住宅公社ビル4階

公益財団法人群馬県生活衛生営業指導センター

○ファックス:027-224-1610 番号の間違いのないようお願いします。

③受講料を期日までに指定の口座(下記)に振り込みます(振込手数料は各自でお支払いください。(期日:8月31日(水)))。

○受講料

・クリーニング研修 5,000円

・クリーニング業務従事者講習 4,500円

○受講料振込先口座

金融機関名:群馬銀行 県庁支店

預金種目:普通預金

口座番号:0178952

口座名義:(公財)群馬県生活衛生営業指導センター

- ④群馬県生活衛生営業指導センターでは、「受講申込書」と「受講料納入」を確認した後、テキストとレポート問題を郵送します(発送:9月中旬頃)。
- ⑤受講者は、解答用紙を返信用封筒に入れて群馬県生活衛生営業指導センターに返送します(切手は各自でお貼りください。別途お知らせする締切日を厳守すること)。
- ⑥群馬県生活衛生営業指導センターは、解答用紙を審査(理解度を確認)し、修了証書ステッカーを受講者に送付します。